

第5期地域福祉実践計画

☆☆☆概要版☆☆☆

「だれもが住み慣れた地域で、
安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくり」

○地域福祉実践計画とは

地域福祉実践計画は、清里町社会福祉協議会が社会福祉法第109条に位置づけられた「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、策定する民間の福祉計画です。

この計画は、地域の福祉課題を把握し、町民、自治会、民生児童委員、ボランティア、社会福祉関係者、事業者、行政などと協力し、地域共生社会の実現に向けた課題解決を図るための行動計画でもあります。

○計画の期間

第5期地域福祉実践計画は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度の5年間を計画期間とします。ただし、計画期間の途中であっても、今後の社会情勢や社会福祉の動向などに応じて必要な見直しを図ります。

社会福祉法人 清里町社会福祉協議会



第5期地域福祉実践計画は、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています。

| | |
|-------------|--------------------------------------|
| 基本目標 | 「だれもが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくり」 |
|-------------|--------------------------------------|

| | |
|--------------|--|
| 基本計画Ⅰ | 「みんなの困りごとを見つけ、共有し解決していくための仕組みづくり」 |
| | <p>地域や町民の福祉課題や要望を把握し、町民や関係機関と課題や情報を共有し、連携により解決に向けた仕組みづくりを目指します。</p> <p>①心配ごと相談事業 ②総合相談事業（地域包括支援センター） ③生活支援体制整備事業 ④社協出前講座 ⑤訪問サービス事業（高齢者・障がい者等） ⑥小地域ネットワーク事業 ⑦ひとり暮らし高齢者等声かけ慰問事業 ⑧まごころ弁当配布事業 ⑨地域行事への参加 ⑩多様な地域課題の把握 ⑪まんまるカフェ事業 ⑫社協地域食堂の開設 ⑬社協職員・役員・関係者による地域交流事業 ⑭災害時（緊急時）の安否確認事業 ⑮災害ボランティアセンター運営事業</p> |

| | |
|--------------|--|
| 基本計画Ⅱ | 「みんなが抱える福祉課題を受け止め、解決していくための体制づくり」 |
| | <p>地域で生活する町民の福祉課題や要望に対して、様々な福祉サービスの活用により総合的な支援体制の構築を目指します。</p> <p>①日常生活自立支援事業 ②法人後見事業（成年後見） ③生活福祉資金貸付事業 ④民生金庫貸付事業 ⑤安心・預かりサービス事業 ⑥安心・鍵預かりサービス事業 ⑦低所得者支援事業 ⑧高齢者の支援事業 ⑨外出支援事業 ⑩在宅介護者リフレッシュ事業 ⑪感染者等生活支援事業 ⑫児童、母子等の支援事業 ⑬ノーマライゼーション普及事業 ⑭障がい者等就労支援事業 ⑮心身障がい者等の支援事業 ⑯クリスマスプレゼント贈呈事業 ⑰配食サービス事業 ⑱介護用品支給事業 ⑲送迎介護サービス事業 ⑳各種見舞金等の贈呈事業 ㉑福祉用具貸付事業 ㉒福祉車両貸出事業 ㉓安心・安全見守りサービス事業 ㉔ふれあい号巡回送迎サービス事業 ㉕地域包括支援センター事業 ㉖訪問介護サービス事業 ㉗居宅介護支援事業 ㉘介護老人保健施設きよさとの運営 ㉙ケアハウスきよさとの運営</p> |

| | |
|---------------------|--|
| 基本 計 画 III | 「みんなで地域の課題を、解決していくための担い手（人）づくり」 |
| | <p>地域に根差した担い手の養成や育成を主眼に置き、子どもから高齢者まで誰もが取り組む地域福祉の推進を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ノーマライゼーション普及事業（再掲） ②ボランティアセンターの運営 ③ボランティア情報誌の発行 ④ボランティアスクールの開催 ⑤たすけ愛ボランティアカフェの開催 ⑥ボランティアミニサロンの実施 ⑦ボランティア指定校 ⑧斜里郡3町ボランティアの集い ⑨ヤングボランティア体験ワークキャンプ ⑩ボランティア活動資材等の貸出 ⑪災害ボランティア模擬体験 ⑫収集ボランティア事業 ⑬ボランティアセンター運営委員会の開催 ⑭自治会ボランティア団体への助成事業 ⑮ボランティア活動保険の加入 ⑯家族介護教室の開催 ⑰介護職員初任者研修の開催 ⑲福祉教育教材の貸出事業 ⑳ばくりっこマルシェ事業 |

| | |
|--------------------|--|
| 基本 計 画 IV | 「みんなの課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり」 |
| | <p>福祉のまちづくりを確実に実行するため、清里町社会福祉協議会の財源確保や組織体制の強化、健全経営を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域福祉実践計画策定事業 ②社協だよりの発行 ③ホームページの開設 ④清里町共同募金委員会との連携 ⑤清里町社会福祉協議会会費 ⑥供花ポスターの作成・普及 ⑦新盆参り事業 ⑧個人情報保護の徹底 ⑨社協総合賠償保険の加入 ⑩職員の資質向上 ⑪役員等研修の実施 ⑫評議員会・理事会機能の強化 ⑬行政との連携と協働の強化 |

○基本目標と基本計画

この計画は、今後の福祉のまちづくりの方向性を示す計画全体にかかる目標と、その現実を目指すための取り組みの計画を掲げ、それぞれの方針に沿った具体的な活動を表しています。具体的には、基本目標と4つの基本計画、具体的な取り組みで構成されています。

○清里町社会福祉協議会の役割とは

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により規定された「地域福祉の推進を図ることを目的」とした団体で、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすことができる「福祉の地域づくり」を推進することとしています。

○清里町社会福祉協議会が目指す地域福祉とは

誰もが住み慣れた地域の中で「ふつうに・くらせる・しあわせ」を築くことが「地域福祉」であり、清里町社会福祉協議会の使命です。

しかし、その一方で私たちが暮らす地域には、高齢で介護を必要とする人、障がいのある人、子育てや家族の介護で悩み苦しんでいる人、生活が困窮している人、心の悩みを抱えている人、地域で孤立し不安を感じている人など様々な課題や困難を抱えた人たちが暮らしています。

こうした人たちが抱えている暮らしの課題は、家族や地域の力で解決することができる日常的なものから、既存の制度やサービスだけでは解決できない深刻なものまで複雑、多岐に渡っています。このような様々な課題を解決し「だれもが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせる福祉のまち」をつくるためには、町民、自治会、民生児童委員、ボランティア、社会福祉関係者、事業者、行政などの担い手が、それぞれの地域の福祉課題を把握し、その解決のために「それぞれができるここと」「皆が協力すること」を考え実行していくことが必要です。

コロナ禍においてもつながりを絶やさない「地域福祉」は、様々な担い手が地域の中で支援を必要としている人に「きづき」「よろそい」「さえあい」「ともに」地域で暮らすために、私たちが協力し合って取り組む活動をいいます。



第5期地域福祉実践計画（概要版）

発行年月 令和4年4月

発 行 社会福祉法人 清里町社会福祉協議会

〒099-4405 斜里郡清里町羽衣町35番地35

TEL0152-22-4840 FAX0152-26-7583